

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
〔目 次〕 第 2 編 居住者の納税義務 第 1 章 課税標準及びその計算並びに所得控除 第 1 節 各種所得の金額の計算 第 4 款の 2 <u>外貨建取引の換算</u> <u>法第57条の 3 ((外貨建取引の換算))関係</u> 第 3 節 所得控除 法第77条((<u>地震保険料控除</u>))関係 第 3 章 申告、納付及び還付 第 1 節 予定納税 (削 除)	〔目 次〕 第 2 編 居住者の納税義務 第 1 章 課税標準及びその計算並びに所得控除 第 1 節 各種所得の金額の計算 (新 設) (新 設) 第 3 節 所得控除 法第77条((<u>損害保険料控除</u>))関係 第 3 章 申告、納付及び還付 第 1 節 予定納税 <u>法第110条((特別農業所得者の申請))関係</u>

法第2条((定義))関係

〔居住者、非永住者及び非居住者（第3、4、5号関係）〕

（国内に居住する者の非永住者等の区分）

2－3 国内に居住する者については、次により非居住者、非永住者等の区分を行うことに留意する。

- (1) 入国後1年を経過する日まで住所を有しない場合 入国後1年を経過する日までの間は非居住者、1年を経過する日の翌日以後は居住者
- (2) 入国直後には国内に住所がなく、入国後1年を経過する日までの間に住所を有することとなった場合 住所を有することとなった日の前日までの間は非居住者、住所を有することとなった日以後は居住者
- (3) 日本の国籍を有していない居住者で、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年を超える場合 5年以内の日までの間は非永住者、その翌日以後は非永住者以外の居住者

（居住者期間の計算の起算日）

2－4 法第2条第1項第3号……………「1年以上」……………

（過去10年以内の計算）

2－4の2 法第2条第1項第4号に規定する「過去10年以内」とは、判定する日の10年前の同日から、判定する日の前日までをいうことに留意する。

（国内に住所又は居所を有していた期間の計算）

2－4の3 法第2条第1項第4号に規定する「国内に住所又は居所を有していた期間」は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は日をもって数える。

また、当該期間が複数ある場合には、これらの年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、日数は30日をもって1月とし、月数は12月をもって1年とする。

なお、過去10年以内に住所又は居所を有することとなった日（以下この項において「入国の日」という。）と住所又は居所を有しないこととなった日（以下この項

法第2条((定義))関係

〔居住者、非永住者及び非居住者（第3、4、5号関係）〕

（国内に永住する意思を有しない者の非居住者、非永住者等の区分）

2－3 国内に居住する者で国内に永住する意思を有しないものについては、その者が国内に住所を有するかどうかの区分に応じ、それぞれ次により非居住者、非永住者等の区分を行うことに留意する。

- (1) 入国後1年を経過する日まで住所を有しない場合 入国後1年を経過する日までの間は非居住者、1年を経過する日の翌日以後4年を経過する日までの間は非永住者、その翌日以後は非永住者以外の居住者
- (2) 入国直後には国内に住所がなく、入国後1年を経過する日までの間に住所を有することとなった場合 住所を有することとなった日の前日までの間は非居住者、住所を有することとなった日から入国後5年を経過する日までの間は非永住者、その翌日以後は非永住者以外の居住者
- (3) 入国直後に国内に住所を有する場合 入国後5年を経過する日までの間は非永住者、その翌日以後は非永住者以外の居住者

（居住者期間の計算の起算日）

2－4 法第2条第1項第3号又は第4号……………「1年以上」又は「5年以下」……………

(新 設)

(新 設)

改正後	改正前
<u>において「出国の日」という。）がある場合には、当該期間は、入国の日の翌日から出国の日までとなることに留意する。</u>	
〔寡婦及び寡夫（第30、31号関係）〕	〔寡婦及び寡夫（第 30、31 号関係）〕
（合計所得金額の計算）	（合計所得金額の計算）
2—41 ……………	2—41 ……………
(1) ……………第 9 条の 2（（<u>障害者等</u>の郵便貯金の利子所得の非課税））、第10条（（<u>障害者等</u>の少額預金の利子所得等の非課税））……………	(1) ……………第 9 条の 2（（<u>老人等</u>の郵便貯金の利子所得の非課税））、第10条（（<u>老人等</u>の少額預金の利子所得等の非課税））……………
(2) ……………	(2) ……………
（注）……………	（注）……………
（削 除）	
	法第 3 条（（居住者及び非居住者等の区分））関係
	<u>（永住する意思がない旨の表明）</u>
	<u>3—4 令第16条第 2 号（（国内に永住する意思がないものと推定する場合））に規定する「国内に永住する意思がない旨」の表明は、その旨を記載した書面を提出し、又は確定申告書若しくは更正請求書等にその旨を付記することにより行うものとする。</u>
法第23条（（利子所得））関係	法第23条（（利子所得））関係
（預貯金の利子に該当するもの）	（預貯金の利子に該当するもの）
23— 1 ……………	23— 1 ……………
(1) ……………<u>同法第60条の 2 第 1 項第 1 号</u>……………	(1) ……………<u>同法第61条第 1 項第 1 号</u>……………
(2) ……………	(2) ……………
(3) ……………	(3) ……………
(4) ……………	(4) ……………
(5) ……………	(5) ……………
（注）……………	（注）……………

第4款の2 外貨建取引の換算

(新 設)

法第57条の3((外貨建取引の換算))関係

(新 設)

(いわゆる外貨建て円払いの取引)

(新 設)

57の3—1 法第57条の3第1項((外貨建取引の換算))に規定する外貨建取引(以下57の3—4までにおいて「外貨建取引」という。)は、その取引に係る支払が外国通貨で行われるべきこととされている取引をいうのであるから、例えば、債権債務の金額が外国通貨で表示されている場合であっても、その支払が本邦通貨により行われることとされているものは、ここでいう外貨建取引には該当しないことに留意する。

(外貨建取引の円換算)

(新 設)

57の3—2 法第57条の3第1項((外貨建取引の換算))の規定に基づく円換算(同条第2項の規定の適用を受ける場合の円換算を除く。)は、その取引を計上すべき日(以下この項において「取引日」という。)における対顧客直物電信売相場(以下57の3—7までにおいて「電信売相場」という。)と対顧客直物電信買相場(以下57の3—7までにおいて「電信買相場」という。)の仲値(以下57の3—7までにおいて「電信売買相場の仲値」という。)による。

ただし、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に係るこれらの所得の金額(以下57の3—3までにおいて「不動産所得等の金額」という。)の計算においては、継続適用を条件として、売上その他の収入又は資産については取引日の電信買相場、仕入その他の経費(原価及び損失を含む。以下57の3—4までにおいて同じ。)又は負債については取引日の電信売相場によることができるものとする。

(注)1 電信売相場、電信買相場及び電信売買相場の仲値については、原則として、その者の主たる取引金融機関のものによることとするが、合理的なものを継続して使用している場合には、これを認める。

2 不動産所得等の金額の計算においては、継続適用を条件として、当該外貨建取引の内容に応じてそれぞれ合理的と認められる次のような外国為替の売買相場(以下57の3—7までにおいて「為替相場」という。)も使用することができる。

(1) 取引日の属する月若しくは週の前月若しくは前週の末日又は当月若しくは当週の初日の電信買相場若しくは電信売相場又はこれらの日における電信売買相場の仲値

改正後	改正前
<u>(2) 取引日の属する月の前月又は前週の平均相場のように1月以内の一定期間における電信売相場、電信買相場又は電信売相場の平均値</u> <u>3 円換算に係る当該日（為替相場の算出の基礎とする日をいう。以下この（注）3において同じ。）の為替相場については、次に掲げる場合には、それぞれ次によるものとする。以下57の3－7までにおいて同じ。</u> <u>(1) 当該日に為替相場がない場合には、同日前の最も近い日の為替相場による。</u> <u>(2) 当該日に為替相場が2以上ある場合には、その当該日の最終の相場（当該日が取引日である場合には、取引発生時の相場）による。ただし、取引日の相場については、取引日の最終の相場によっているときもこれを認める。</u> <u>4 本邦通貨により外国通貨を購入し直ちに資産を取得し若しくは発生させる場合の当該資産、又は外国通貨による借入金に係る当該外国通貨を直ちに売却して本邦通貨を受け入れる場合の当該借入金については、現にその支出し、又は受け入れた本邦通貨の額をその円換算額とすることができる。</u> <u>5 いわゆる外貨建て円払いの取引は、当該取引の円換算額を外貨建取引の円換算の例に準じて見積もるものとする。この場合、その見積額と当該取引に係る債権債務の実際の決済額との間に差額が生じたときは、その差額は当該債権債務の決済をした日の属する年分の各種所得の金額の計算上総収入金額又は必要経費に算入する。</u> <u>（多通貨会計を採用している場合の外貨建取引の換算）</u> <u>57の3－3 不動産所得等の金額の計算において、外貨建取引を取引発生時には外国通貨で記録し、各月末等一定の時点において損益計算書又は収支内訳書の項目を本邦通貨に換算するといういわゆる多通貨会計を採用している場合において、法第57条の3第1項（（外貨建取引の換算））の規定の適用に当たり、各月末等の規則性を有する1月以内の一定期間ごとの一定の時点において本邦通貨への換算を行い、当該一定の時点当該外貨建取引に係る取引発生時であるものとして57の3－2の取扱いを適用しているときは、これを認める。この場合、円換算に係る為替相場については、当該一定期間を基礎として計算した平均値も使用することができるものとする。</u> <u>（先物外国為替契約等がある場合の収入、経費の換算等）</u> <u>57の3－4 外貨建取引に係る売上その他の収入又は仕入その他の経費につき円換</u>	(新 設) (新 設)

算を行う場合において、その計上を行うべき日までに、当該収入又は経費の額に係る本邦通貨の額を先物外国為替契約等（法第 57 条の 3 第 2 項に規定する先物外国為替契約等をいう。以下この項において同じ。）により確定させているとき（当該先物外国為替契約等の締結の日において、当該個人の帳簿書類に規則第36条の 8 第 2 項（（先物外国為替契約等により円換算額が確定している旨の記載の方法））に規定する記載事項に準ずる事項の記載があるときに限る。）は、その収入又は経費の額については、57の 3—2（57の 3—3により準用して適用する場合を含む。以下57の 3—7までにおいて同じ。）にかかわらず、その確定させている本邦通貨の額をもってその円換算額とすることができる。この場合、その収入又は経費の額が先物外国為替契約等により確定しているかどうかは、原則として個々の取引ごとに判定するのであるが、外貨建取引の決済約定の状況等に応じ、包括的に先物外国為替契約等を締結してその予約額の全部又は一部を個々の取引に比例配分するなど合理的に振り当てているときは、これを認める。

（前渡金等の振替え）

（新 設）

57の 3—5 57の 3—2により円換算を行う場合において、その取引に関して受け入れた前受金又は支払った前渡金があるときは、当該前受金又は前渡金に係る部分については、57の 3—2にかかわらず、当該前受金又は前渡金の帳簿価額をもって収入又は経費の額とし、改めてその収入又は経費の計上を行うべき日における為替相場による円換算を行わないことができるものとする。

（延払基準の適用）

（新 設）

57の 3—6 令第188条（（延払基準の方法））の規定による延払基準の方法を適用する延払条件付販売等の対価の一部につき前受金を受け入れている場合において、その対価の全額につき57の 3—2により円換算を行い、これを基として延払基準を適用しているときは、当該前受金の帳簿価額と当該前受金についての円換算額との差額に相当する金額は、当該延払条件付販売等に係る目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する年分の事業所得の金額の計算上総収入金額又は必要経費に算入し、同条に規定する賦払金割合の算定に含めることに留意する。

（国外で業務を行う者の損益計算書等に係る外貨建取引の換算）

（新 設）

57の 3—7 国外において不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う個人で、当該業務に係る損益計算書又は収支内訳書を外国通貨表示により作成している者については、継続適用を条件として、当該業務に係る損益計算書又

改 正 後	改 正 前
は収支内訳書の項目（前受金等の収益性負債の収益化額及び減価償却資産等の費用性資産の費用化額を除く。）のすべてを当該年の年末における為替相場により換算することができる。 （注） 上記の円換算に当たっては、継続適用を条件として、収入金額及び必要経費の換算につき、その年において当該業務を行っていた期間内における電信売買相場の仲値、電信買相場又は電信売相場の平均値を使用することができる。 法第77条（<u>地震保険料控除</u>）関係 （居住の用に供する家屋） 77— 2 <u>法第77条第1項</u>…………… (1) …………… (2) …………… イ …………… ロ …………… （注） …………… （損害保険契約等に基づく責任開始日前に支払った<u>地震保険料</u>） 77— 3 ……………（……………以下この項及び77— 5において同じ。）……………（……………）……………<u>地震保険料（法第77条第1項に規定する地震保険料をいう。以下77— 7までにおいて同じ。）</u>…………… （削 除）	法第77条（<u>損害保険料控除</u>）関係 （居住の用に供する家屋） 77— 2 <u>法第77条第1項本文</u>…………… (1) …………… (2) …………… イ …………… ロ …………… （注） …………… （損害保険契約等に基づく責任開始日前に支払った<u>損害保険料</u>） 77— 3 ……………（……………以下77— 5までにおいて同じ。）……………（……………）……………<u>保険料又は掛金（以下77— 7までにおいて「損害保険料」という。）</u>…………… <u>（賠償責任担保特約等に基づき支払った損害保険料）</u> 77— 4 <u>損害保険契約等に基づき支払った損害保険料のうちに、法第77条第1項本文に規定する損害保険料に該当しないいわゆる賠償責任担保特約等に係る損害保険料が含まれている場合には、その特約を付したことにより増額された部分の損害保険料（以下この項において「特約保険料」という。）を除いた主たる契約（賠償責任担保特約等を付す前の損害保険契約等をいう。以下この項において同じ。）に対応する部分の損害保険料の金額のうち、同項本文に規定する損害保険料に相当する金額だけが控除の対象となることに留意する。ただし、保険証券等に特約保険料と主たる契約に対応する部分の損害保険料とが区分表示されていないためこれらの区分が困難であ</u>

(一の契約に基づく地震保険料のうちに控除の対象となるものとならないものがある場合の区分)

77—5 法第77条第1項……………(……………)(以下この項及び次項……………)
……………地震保険料……………地震保険料……………地震保険料……………

(1) ……………

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{居住用資産に係る保険金} & \\ & & & \text{額又は共済金額} & \\ \text{その契約に基づいて} & & & & \\ \text{支払った地震保険料} & \times & \frac{\quad}{\quad} & & \\ \text{の金額} & & \text{その契約に基づく保険金} & & \\ & & \text{額又は共済金額の総額} & & \end{array}$$

(2) ……………

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{居住の用と事業} & \\ & & & \text{等の用とに併用} & \\ & & & \text{する資産に係る} & \\ & & & \text{保険金額又は共} & \\ & & & \text{済金額} & \\ \text{居住用資産} & + & \left(\begin{array}{c} \text{その契約} \\ \text{に基づいて支払った地震保} \\ \text{険料の金額} \end{array} \right) & \times & \frac{\quad}{\quad} & \times & \left(\begin{array}{c} \text{その資産を} \\ \text{居住の用に} \\ \text{供している} \\ \text{割合} \end{array} \right) \\ \text{につき(1)に} & & & & & & \\ \text{より計算し} & & & & & & \\ \text{た金額} & & & & & & \end{array}$$

(注) ……………

るときは、その契約に基づく損害保険料の全額を主たる契約に対応する部分の損害保険料の金額として差し支えない。

(注) 賠償責任担保特約は、他人の身体に傷害を与えたこと又は他人の財物を損壊したことなどにより、契約者が損害賠償責任を負担することとなった場合に保険金又は共済金を支払う特約である。

(一の契約に基づく損害保険料のうちに控除の対象となるものとならないものがある場合の区分)

77—5 法第77条第1項本文……………(……………)(以下 77—6 まで……………)
……………損害保険料……………損害保険料……………損害保険料……………

(1) ……………

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{居住用資産に係る保険金} & \\ & & & \text{額又は共済金額} & \\ \text{その契約に基づいて} & & & & \\ \text{支払った損害保険料} & \times & \frac{\quad}{\quad} & & \\ \text{の金額} & & \text{その契約に基づく保険金} & & \\ & & \text{額又は共済金額の総額} & & \end{array}$$

(2) ……………

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{居住の用と事業} & \\ & & & \text{等の用とに併用} & \\ & & & \text{する資産に係る} & \\ & & & \text{保険金額又は共} & \\ & & & \text{済金額} & \\ \text{居住用資産} & + & \left(\begin{array}{c} \text{その契約} \\ \text{に基づいて支払った損害保} \\ \text{険料の金額} \end{array} \right) & \times & \frac{\quad}{\quad} & \times & \left(\begin{array}{c} \text{その資産を} \\ \text{居住の用に} \\ \text{供している} \\ \text{割合} \end{array} \right) \\ \text{につき(1)に} & & & & & & \\ \text{より計算し} & & & & & & \\ \text{た金額} & & & & & & \end{array}$$

(注) ……………

改正後	改正前
(店舗併用住宅等について支払った<u>地震保険料の特例</u>) 77—6 ……<u>地震保険料</u>……<u>地震保険料</u>…… (支払った<u>地震保険料の金額等</u>) 77—7 法第77条第1項……<u>地震保険料</u>の金額……<u>地震保険料及び同項かつこ内</u>…… 法第95条((外国税額控除))関係 (外国所得税の邦貨換算) 95—10 …… (1) 源泉徴収による外国所得税 ……<u>当該配当等の額の換算に適用する外国為替の売買相場により換算した金額とする。</u> (2) (1)以外による外国所得税 ……<u>法第57条の3第1項((外貨建取引の換算))に規定する外貨建取引に係る経費の金額の換算に適用する外国為替の売買相場により換算した金額とする。</u> (外国所得税が減額された場合の邦貨換算) 95—12 ……<u>57の3—2に定めるところにより邦貨に換算した金額によることとする。</u>	(店舗併用住宅等について支払った<u>損害保険料の特例</u>) 77—6 ……<u>損害保険料</u>……<u>損害保険料</u>…… (支払った<u>損害保険料の金額等</u>) 77—7 法第77条第1項各号……<u>損害保険料</u>の金額……<u>損害保険料及び同項第1号イかつこ内</u>…… 法第95条((外国税額控除))関係 (外国所得税の邦貨換算) 95—10 …… (1) 源泉徴収による外国所得税 ……<u>当該配当等の収入金額を収入すべき日におけるその外貨に係る電信買相場により邦貨に換算した金額とする。ただし、その配当等の支払が著しく遅延して行われている場合を除き、その配当等に係る外貨の額が実際に支払われた日における電信買相場により邦貨に換算した金額によることとして差し支えない。</u> (注) <u>上記の「電信買相場」とは、配当等の支払を受ける者の主要取引金融機関における配当等の収入すべき日又は支払われた日のその外貨に係る対顧客直物電信買相場によるものとする。</u> (2) (1)以外による外国所得税 ……<u>その納付すべきことが確定した日における電信売相場により邦貨に換算した金額とする。ただし、当該外国所得税の額を実際に支払った日における電信売相場により邦貨に換算した金額によることとして差し支えない。</u> (注) <u>上記の「電信売相場」とは、その支払をする者の主要取引金融機関におけるその納付すべきことが確定した日又は支払った日のその外貨に係る対顧客直物電信売相場によるものとする。</u> (外国所得税が減額された場合の邦貨換算) 95—12 ……<u>その減額されることが確定した日におけるその外貨に係る電信買相場により邦貨に換算した金額による。ただし、当該還付金を実際に受領した日にお</u>

(削 除)

(削 除)

法第 111 条((予定納税額の減額の承認の申請))関係

(申告納税見積額の計算)

111— 3

(1)

(2)

イ

ロ

ハ又は地震保険料控除額.....

ニ

ホ

(3)

ける電信買相場により邦貨に換算した金額によることとして差し支えない。

(注) 上記の「電信買相場」とは、当該還付金の支払を受ける者の主要取引金融機関におけるその減額されることが確定した日又は実際に受領した日のその外貨に係る対顧客直物電信買相場によるものとする。

法第110条((特別農業所得者の申請))関係

(郵便等に係る申請書の提出時期)

110— 1 法第110条第2項に規定する申請書が郵便又は信書便により提出された場合には、通則法第22条((郵送等に係る納税申告書の提出時期))の規定に準じ、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日（その表示がないとき又はその表示がめいりようでないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当すると認められる日）に提出されたものとする。

法第111条((予定納税額の減額の承認の申請))関係

(申告納税見積額の計算)

111— 3

(1)

(2)

イ

ロ

ハ又は損害保険料控除額.....

ニ

ホ

(3)

改 正 後	改 正 前
法第124条((確定申告書を提出すべき者等が死亡した場合の確定申告))及び第125条((年の途中で死亡した場合の確定申告))関係 (年の途中で死亡した場合における所得控除) 124・125—4 (1) (2) (3)及び<u>地震保険料控除額</u>..... (4) (注) <u>附 則</u> <u>(経過的处理)</u> <u>この法令解釈通達による改正後の77-2、77-3、77-4、77-5、77-6、77-7、111-3及び124・125-4の取扱いについては、平成19年分以後の所得税から適用する。</u>	法第124条((確定申告書を提出すべき者等が死亡した場合の確定申告))及び第125条((年の途中で死亡した場合の確定申告))関係 (年の途中で死亡した場合における所得控除) 124・125—4 (1) (2) (3)及び<u>損害保険料控除額</u>..... (4) (注) (新 設)